

令和元年 8 月

厚生労働省政策統括官

(統計・情報政策、政策評価担当)

大阪府における毎月勤労統計調査の不適切な事務処理への対応について

1. 事案の概要

毎月勤労統計調査では、常用労働者 5～29 人規模事業所については、統計調査員による調査を行っており、大阪府において 2 名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた。

(1) 経緯

平成 31 年 1 月に「小売物価統計調査」において、大阪府の統計調査員の不適切事案が判明し、大阪府が実施する他調査についても確認したところ判明したものの。

(2) 不適切事案の概要

調査当初は、事業所へ調査して調査票を作成したが、途中から、事業所に聞き取りを行うことなく、前月の調査結果を用いるなどの不適切な方法により調査票を作成した。

※ 不適切な事務処理が確認された期間は平成 26 年 1 月分～平成 31 年 2 月分、事業所数は、担当 177 事業所中 47 事業所（調査員 2 名分）。

2. 対応

(1) 訂正内容

○ 訂正の範囲

平成 26 年 1 月～令和元年 5 月分の結果数値（実数、指数、前年同月比等）。

○ 訂正の程度（調査産業計、事業所規模 5 人以上、就業形態計）

（実数）

- ・現金給与総額で訂正額は各月で▲27 円～31 円程度の訂正。
- ・きまって支給する給与で訂正額は各月で▲17 円～10 円程度の訂正。

（指数）

- ・現金給与総額の名目・実質賃金指数及び前年同月比は訂正なし。
- ・きまって支給する給与の名目・実質賃金指数及び前年同月比は平成 31 年 3 月を除いて訂正なし（平成 31 年 3 月は、指数及び前年同月比は+0.1%ポイントの訂正）。

(2) 今後の対応

今回の事案を受け、全都道府県（大阪府を除く）に対して同様の事案がないかについて点検を依頼した（9 月末日締切）。